

大和市「市内製造業動画公開事業」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市（以下、「市」という。）が動画共有サービスY o u T u b e等のSNSを利用した、市内の製造業の製造工程等を動画で公開する大和の工場シリーズ（以下、「工場シリーズ」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 工場シリーズの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知る機会の少ない市内の特徴ある製造業の活動を市民が知ることでシビックプライドの向上を図ること。
- (2) 製造工程等に関する知識の学習機会を提供すること。
- (3) 市内の製造業の活動を周知することで、市内経済の活性化を図ること。

(対象企業の要件)

第3条 対象となる企業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第11号）に基づく奨励金における事業計画の認定を受けた法人であること。
- (2) 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Eの事業をいう。）を営む企業であること。
- (3) 市内に稼働している工場等の製造拠点を有していること。
- (4) 市の趣旨に賛同し、撮影や内容の公開への積極的な協力が可能なこと。

(出演する企業の選定方法)

第4条 前条の要件を満たした企業のうち、希望するもの又は市が指定した企業から選定する。

(撮影及び公開)

第5条 撮影から公開までの手続きは次のとおりとする。

- (1) 事前に企業と内容及び日程等を調整の上、市が企画、撮影及び編集を行う。
- (2) 単なる企業PRや製品紹介のみとならないよう、第2条の目的に則った内容とする。
- (3) 工場シリーズは市の著作物として市公式Y o u T u b eチャンネルで公開する。その他市公式メディアでも周知を図る。

(配信動画の削除等)

第6条 企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、判明時点で市は工場シリーズ内における当該企業の動画等を削除することができる。また、作成中の動画について、判明時点で作成作業の一切を中止するものとする。

- (1) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納したとき。
- (2) 対象となる工場等の市外への移転が確認されたとき。
- (3) 反社会的勢力との関係が認められたとき。
- (4) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたと市長が認めるとき。

(費用負担と謝礼)

第7条 本事業にかかる費用負担等は次のとおりとする。

- (1) 撮影及び編集について、対象企業の費用負担は原則生じないものとする。
- (2) 対象企業への謝礼は生じないものとする。

附 則

この基準は、令和7年8月1日から施行する。